



はじめに

平成2年に「出入国管理及び難民認定法」が改正され、翌3年に施行されて以来、日本に暮らす在留外国人の状況は大きく変化し、その数は急速に増えています。東京都では、外国人人口は令和4年4月現在で51.5万人となっており、平成25年4月と比べ、1.3倍増となっています。都立高等学校等においても、日本語指導が必要な生徒数は、この10年間で約2.2倍となっており、新たな在留資格の創設や外国企業の積極的な誘致等により、今後も、増加傾向が見込まれています。

さて、日本語指導が必要な高校生は、文部科学省の調査によると、高校生全体に比して中途退学率や卒業後の非正規雇用率が高く、また、大学等への進学率が低いという状況が明らかになっています。日本語指導においては、生徒の日本語能力の状態や過去の学習経験等が様々であるため、学校において目標・内容をあらかじめ設定する学校設定教科・科目による指導だけでは、全ての生徒に十分な支援を行うことが難しい現状にあります。

令和元年6月に成立した「日本語教育の推進に関する法律」では、外国人等に対し、その希望、置かれている状況及び能力に応じた日本語教育を受ける機会が最大限に確保されることを求めています。令和4年3月には、学校教育法施行規則が改正され、令和5年4月から施行されることにより、高等学校等における生徒の日本語の能力に応じた「特別の教育課程」による指導が可能となりました。

東京都教育委員会では、都立高等学校等における日本語指導が必要な生徒に対する「特別の教育課程」や、日本語指導を支援する外部人材の活用に関する制度を整備してきました。これまで各学校において、学校設定教科・科目や放課後の指導など、支援を必要とする生徒に対する様々な取組を実施しており、本ハンドブックは、「外国につながる生徒」への指導に当たっての考え方や取組を有機的につなげるものと考えています。

今後、各学校において、本ハンドブックを活用し、「外国につながる生徒」に対する理解を深めるとともに、創意工夫を凝らした教育活動を展開していくことを期待しています。

令和5年3月

東京都教育委員会

